

報 酬 規 程

弁護士法人 A&P 瀧井総合法律事務所

(注記)

- 1 価格は、税別とする。
- 2 事件の難易度等諸事情を勘案して増減可能であるものとする。
その場合も、可能な限り事前に書面にて見積もりを出すことに努める。
- 3 内容に疑義が生じた場合には、旧日弁連報酬規定を参考にする。
- 4 別途経費実費が発生する。
- 5 顧問先の案件で顧問契約に定めのないものについては、着手金を0.7倍、報酬金を0.9倍、手数料を0.8倍、タイムチャージを0.5倍した金額を基準とする。月額顧問料のうち、その半額を、最大6か月分、着手金及び手数料に充当することができる。
- 6 家事調停については、近郊の裁判所の場合、出廷6回分の日当込み。7回目以降は、最低5000円の日当が発生。
- 7 交通費の請求について、裁判期日や調査のための移動は、原則として電車・バス等の公共交通機関を利用するが、弁護士の数、予定、裁判所の場所、天候など諸般の事情を勘案して、タクシーを利用することができる。

第1 一般報酬規定

1 法律相談料

1時間程度（平日）①	2万円
1時間程度（土日祝）②	3万円

(注1) 相続、婚活詐欺に関する相談は、初回平日5000円（土日祝1万円）、2回目以降の相談は平日上記①（土日祝は上記②）とする。

(注2) 交通事故被害者側、債務整理の相談は、初回無料、2回目以降は、平日上記①（土日祝は上記②）とする。

(注3) 受任時に、①は1万円、②は1万5000円を着手金または手数料に充当することができる。

(注4) 相談は、原則として1回のみ可能なものとする。2回目以降の相談については、原則としてバックアッププランを利用するものとする。

(注5) 希望に応じて、5000円から1万5000円で相談内容を書面にすることができる。

(注6) 複数人の相談であっても、同一事件の相談である限り、相談料は変わりませんので、ご安心ください。

2 書面による鑑定、文書作成（遺言書作成は後掲。契約書チェック・作成、契約締結交渉含む。）

(1) 内容証明郵便作成・送付、定型文書作成・チェック等

手数料	5万円～10万円
-----	----------

(注1) 弁護士の名前を記載しない文書作成については、3万円とする。

(注2) 公正証書にする場合には、追加手数料として3万円とする。公証役場への支払いは別途。

(2) 契約書作成・チェック

手数料	10万円～50万円
-----	-----------

(3) 契約締結交渉

契約金額	手数料
～100万円	10万円
100万円～1000万円	1%+9万円
1000万円～1億円	0.3%+16万円
1億円～	0.1%+36万円

(注1) 公正証書にする場合には、追加手数料として3万円とする。

(注2) 契約締結交渉は、交渉開始時に、上記金額と同額の着手金が、交渉成立時に、上記金額の倍額の報酬金が発生する。

3 申請・調査

各種申請手続	10万円～300万円
事実関係・各種法令調査	5万円～30万円

4 民事事件・家事事件

(1) 一般民事事件（交渉・調停・審判・訴訟等の代理）

経済的利益	着手金（交渉・調停）	報酬金
～50万円	30万円	10万円
50万円～100万円		20%
100万円～500万円		15%+5万円
500万円～1000万円	5%+5万円	15%+5万円
1000万円～1億円	4%+15万円	10%+55万円
1億円～	3%+115万円	8%+255万円

- (注1) 交渉から訴訟、調停から訴訟へ移行する場合には、それぞれ10万円乃至は着手金の1/2を上限として、追加着手金を請求することができる。
- (注2) 反訴を提起する場合は別途着手金及び報酬が発生するものとする。
- (注3) 訴訟事件については、着手金は30万円～とする。
- (注4) 事案の難易度等を勘案して、着手金を30万円以下にすることができる。
- (注5) 事案の難易度等を勘案して、交渉のみ、着手金10万円とすることができる。
- (注6) 獲得する経済的利益が分割払いとなった場合、分割回数、支払完遂の蓋然性その他の事情を勘案し、経済的利益を、2割を上限として(8割まで)減額することができる。
- (注7) 被告側での訴訟事件の場合、難易度等に応じて、月額5万円乃至7万円の手数料制にすることができる。その場合、上記の着手金と報酬金の合計金額の上限額を目安に、当該手数料の合計金額の上限額とすることができる。
- (注8) 控訴の着手金は、新しい争点がなく一回結審となる場合には、15万円から30万円の範囲内(標準20万円)で定めることができる。

(2) 交通事故(弁護士費用特約未利用の場合)

ア 相手方が任意保険を利用する場合

着手金	無料
報酬金	20万円+獲得金額の10%

- (注1) 自賠責申請手数料は別途3万円とする。
- (注2) 後遺障害等級認定又は自賠責への異議申立てにより獲得した金額については15%とする。
- (注3) 交渉から調停及び訴訟に移行する場合、並びに調停から訴訟に移行する場合には、各々10万円を上限として追加着手金が発生する。
- (注4) 任意保険会社から具体的な損害賠償額が提示済みの場合は、増額分の50%を報酬金の上限とする。

イ 相手方が任意保険を利用しない場合

一般民事事件に準じる。

- (注1) 自賠責申請手数料は別途3万円とする。

(3) 労働事件

ア 使用者側(顧問契約の締結を前提とする)

代理内容	着手金	報酬金
交渉	20万円～	20万円～
労働審判対応	30万円～	30万円～
仮処分対応	50万円～	50万円～
訴訟	50万円～	50万円～

(注1) 他の手続に移行した場合は、差額分のみを追加着手金として加算する。

(注2) 表記の金額は当事務所との顧問契約締結を前提とした最低料金とする。事件の難易度に応じて、もしくは顧問契約を締結しない場合には、着手金・報酬金が増額されることがある。

イ 労働者側

(ア) 残業代請求

着手金	無料
報酬金 (交渉)	獲得金額の24%
報酬金 (審判・訴訟)	獲得金額の35%

(注1) 事件の性質・難易度等に応じて、一般民事規定を適用することができる。

(イ) その他

一般民事事件に従う。

(4) 不貞行為

ア 慰謝料請求された側 (交渉・調停・訴訟)

着手金	30万円
報酬金	減額分の15%

イ 慰謝料請求する側 (交渉・調停)

着手金	20万円
報酬金	回収額の20% (再発防止に資する書面を交わせた場合には10万円)

(注1) 訴訟から受任する場合は、着手金に10万円を加算する。

(注2) 23条照会を伴う事実調査が必要な場合には、着手金に3万円を加算する。

(注3) 訴訟に移行する場合には、追加着手金10万円が発生する。

(5) 婚活詐欺

ア 慰謝料請求された側 (交渉・調停・訴訟)

着手金	30万円
報酬金	減額分の10%

イ 慰謝料請求する側（交渉）

着手金	10万円
報酬金	回収額の20%

（注1）訴訟及び調停から受任する場合は、着手金に10万円を加算する。

（注2）23条照会を伴う事実調査が必要な場合には、着手金に3万円を加算する。

（注3）交渉から調停及び訴訟に移行する場合、並びに調停から訴訟に移行する場合には、各々10万円の追加着手金が発生する。

（6）離婚事件（慰謝料請求含む）

（注1）財産分与における経済的利益について、①請求する側は得られた金額、②請求される側は、相手方の請求からの減額、または財産分与の対象となる財産の2分の1の額から実際に財産分与として支払う額を控除した額のいずれか高い方とする。

① 交渉

着手金	20万円 +養育費・婚姻費用が争点 10万円 +財産分与が争点 10万円 +親権獲得が争点 10万円 ※但し、40万円を上限とする。 ※財産分与により経済的利益を獲得できることが見込まれる場合には、協議により、20万円を超える部分の全部または一部について、事件終了時に請求することができるものとする。
報酬金	着手金と同額 +養育費 1か月分 +財産分与 経済的利益10パーセント +慰謝料 一般民事事件に従う ※有責配偶者からの離婚請求が成功した場合は、追加成功報酬20万円とする。

② 調停

着手金	30万円 +養育費・婚姻費用が争点 10万円 +財産分与が争点 10万円 +親権獲得が争点 10万円 ※但し、50万円を上限とする。
-----	--

	<p>※財産分与により経済的利益を獲得できることが見込まれる場合には、協議により、30万円を超える部分の全部または一部について、事件終了時に請求することができるものとする。</p>
報酬金	<p>着手金と同額 +養育費 1か月分 +財産分与 10パーセント +慰謝料 一般民事事件に従う ※有責配偶者からの離婚請求が成功した場合は、追加成功報酬20万円とする。</p>

③ 訴訟

着手金	<p>40万円 +養育費・婚姻費用が争点 10万円 +財産分与が争点 10万円 +親権獲得が争点 10万円 ※但し、60万円を上限とする。 ※財産分与により経済的利益を獲得できることが見込まれる場合には、協議により、40万円を超える部分の全部または一部について、事件終了時に請求することができるものとする。</p>
報酬金	<p>着手金と同額 +養育費 1か月分 +財産分与 10パーセント +慰謝料 一般民事事件に従う ※有責配偶者からの離婚請求が成功した場合は、追加成功報酬20万円とする。</p>

④ 手続きが移行した場合

交渉→調停	10万円
調停→訴訟	10万円

(7) 面会交流

着手金	離婚事件と共に受任 10万円 (※ただし、合計額の上限は70万円)
	面会交流のみ受任 20万円
報酬金	10万円

(8) 親権変更等その他家事事件

着手金	総額 40万円～100万円
報酬金	

※子の人数、事案の難易度を考慮して決定する（親権変更の場合、標準60万円～80万円）。

(9) 相続事件

ア 遺産整理業務（紛争性がない場合の事務手続き）

遺産総額	手数料
～500万円	25万円
500万円～5000万円	1.2%+19万円
5000万円～1億円	1.0%+29万円
1億円～3億円	0.7%+59万円
3億円～	0.4%+149万円

(注1) 相続人調査、相続関係説明図作成、相続財産調査、遺産目録の作成、遺産分割協議書の作成、保険金の請求、各種名義変更、年金手続、司法書士・税理士等専門家の紹介を行うものとする。

(注2) 司法書士・税理士等に支払う費用（報酬、実費等）は含まれないものとする。

イ 遺産分割、遺留分減殺請求等（紛争性がある場合。遺産整理業務を含む。）

着手金	30万円
報酬金	相続による獲得金額の10%

(注1) ご依頼頂く方が一人増えるごとに着手金10万円を追加請求することができる。

(注2) 交渉から調停、調停から訴訟（審判）へ移行する場合には、それぞれ10万円を上限として請求することができる。交渉から訴訟へ移行する場合には、20万円を上限とする。

(注3) 反訴を提起する場合は別途着手金及び報酬が発生するものとする。

ウ 遺言書作成（定型）

遺産総額	手数料
～1000万円	10万円
1000万円～	1%（最大30万円）

(注1) 原則として1回の相談で作成できる場合。2回以上の相談の場合は、非定型となる。

(注2) 公正証書にする場合には、追加手数料として3万円を加算する。公証役場への支払いは別途。

(注3) 弊所での自筆証書遺言の保管料含む。

エ 遺言書作成（非定型）

遺産総額	手数料
～300万円	20万円
300万円～3000万円	1%+17万円
3000万円～3億円	0.5%+32万円
3億円～	0.25%+107万円

（注1）公正証書にする場合には、追加手数料として3万円を加算する。

（注2）弊所での自筆証書遺言の保管料含む。

オ 遺言執行

遺産総額	手数料
～300万円	30万円
300万円～3000万円	2%+24万円
3000万円～3億円	1%+54万円
3億円～	0.5%+204万円

カ 相続放棄

人数	手数料（全員合計）
1名	7万円
2名	+3万円
3名	+2万円
4名～	1名ごとに+1万円

（注1）相続開始を知ったときから3か月の期限寸前のご相談・ご依頼のときは、応相談。

（注2）3か月の期限を延長する申立てについては、1名につき3万円を加算する。

（注3）3か月の期限を徒過している場合には、1名につき8万円を加算する。

(10) 債権回収

ア 顧問契約を締結する場合

着手金	無料
報酬金 (交渉)	獲得金額の20%
報酬金 (訴訟)	獲得金額の30%
報酬金 (訴訟→強制執行)	獲得金額の35%

(注1) 獲得する経済的利益が分割払いとなった場合、分割回数、支払完遂の蓋然性その他の事情を勘案し、経済的利益を、2割を上限として(8割まで)減額することができる。

(注2) 訴訟には、支払督促・民事保全も含むものとする。

(注3) 事案の難易度等によっては一般民事事件に従う。

イ 顧問契約を締結しない場合

一般民事事件に従う。

(11) 建物明渡請求 (交渉・調停・訴訟)

着手金	30万円
報酬金	交渉で終了した場合 30万円 調停で終了した場合 40万円 訴訟で終了した場合 50万円

(12) 保全命令申立事件等

着手金	原則10万円
	※ただし、次の限度で増額できる。 ・一般民事事件(交渉・調停)に従った場合の着手金の2分の1 ・審尋又は口頭弁論を経たときは、一般民事事件(交渉・調停)に従った場合の3分の2
報酬金	一般民事事件(交渉・調停)に従った場合の着手金の2分の1と、10万円を比較して高い方の金額(10万円まで減額可能)
	審尋又は口頭弁論を経たときは、3分の2(15万円まで減額可能)

(13) 民事執行事件

ア 民事執行

着手金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 3分の2
報酬金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 4分の1

イ 執行停止

着手金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 2分の1
報酬金	一般民事事件（交渉・調停）に従った場合の 4分の1

(注1) 着手金の最低額は各々10万円とする。

(注2) 本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受け取り可。但し、この場合の着手金は一般事件に従った場合の3分の1を限度とする（最低額は5万円）。

(14) 債務整理

事業者の自己破産	50万円～
非事業者の自己破産	20万円～
個人再生	30万円～
民事再生	着手金 100万円
	報酬金（別途お見積り）
任意整理	3万円～7万円/社 （標準：5万円/社） ※但し、最低着手金10万円とする。

(注1) 具体的な額は、資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模、事件処理に要する執務量を考慮して決する。

(注2) 過払い金を獲得した場合には、一般民事事件の報酬金が発生する。

(注3) 民事再生の報酬金は、一般民事の報酬金を上限とする。

(15) 会社清算

会社清算	50万円～
------	-------

特別清算	100万円～
------	--------

(16) ネット記事等の削除等

ア 削除

	着手金	報酬金
交渉	10万円	10個まで成功報酬20万円。それ以降は1個2万円。
仮処分	10万円（追加着手金）	10万円
訴訟	10万円（追加着手金）	10万円

イ 開示

	着手金	報酬金
アクセスプロバイダ に対する仮処分	20万円	40万円（仮処分合計）
経由プロバイダに対 する仮処分	20万円	
訴訟	1社につき、10万円 （追加着手金）	10万円

（注1）開示によって特定した者に対する請求については、別途弁護士費用が必要。

(17) バックアッププラン（代理せず）

着手金	3か月まで5万円 以降1か月毎に1万5000円
報酬金	代理プランの半額

5 刑事事件

着手金	30万円から50万円を原則とする
報酬金	同上

(注1) 接見の日当は別途定めることができる。

(注2) 初回接見は、通常の接見の日当に2万円加えた額を基準とする。

6 顧問料

法人	月額5万円～
個人事業主	月額3万円～
非事業者	月額5000円～

(注1) 事業者については、従業員10名以上であれば月額5万円を原則とする。

7 タイムチャージ

1時間まで	2万円～4万円（標準3万円）
以降1分	333円～667円（標準500円）

(注1) 上限を設定した場合は、1時間まで3万円～5万円（標準4万円）、以降1分500円～833円（標準667円）。

(注2) 顧問契約を締結している場合には、半額。

8 日当

半日（往復2時間～4時間）	3万円～5万円
1日（往復4時間～）	5万円～10万円

(注1) タイムチャージを採用した場合、日当は発生しない。

(注2) 裁判所への出廷については別途お見積り。

第2 弁護士費用特約及び弁護士費用保険を利用する場合

1 着手金

1回の手続きについて、下表の「経済的利益の額」欄に対応する「着手金」欄の額とします。 ただし、同一の対象事故（1人1事故）について、交渉に加えて訴訟を行うなど複数の手続きを行う場合、1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額」欄に対応する「着手金」欄の額の150%に相当する額とします。	
経済的利益の額（注1）	着手金
125万円以下の場合	10万円
125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額（注1）の8%に相当する額
300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額（注1）の5%に相当する額に9万円加えた額
3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額（注1）の3%に相当する額に69万円を加えた額
3億円を超える場合	経済的利益の額（注1）の2%に相当する額に369万円を加えた額

2 報酬金

経済的利益の額（注2）	報酬金
125万円以下の場合	20万円
125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額（注2）の16%に相当する額
300万円を超えて3000万円以下の場合	経済的利益の額（注2）の10%に相当する額に18万円を加えた額
3000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額（注2）の6%に相当する額に138万円を加えた額
3億円を超える場合	経済的利益の額（注2）の4%に相当する額に738万円を加えた額

3 時間制報酬

事務処理に要した時間	限度額
1時間あたり	2万円

4 手数料

自賠償から支払われるべき金額	限度額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額×2%

5 日当

経済的利益の額	日当
所要時間が往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
所要時間が往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
所要時間が往復7時間を超える場合	10万円

6 その他実費

(注1) 事故内容および被保険者が対象事故によって被った被害から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。

(注2) 保険金請求権者が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士が行った手続きにより取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金請求権者が受領済みの額を除きます。

以上

平成29年8月23日改定
平成29年8月30日改定
平成29年12月12日改定
平成30年1月4日改定
平成30年2月6日改定
平成30年2月13日改定
平成30年2月20日改定
平成30年4月25日改定
平成30年9月26日改定
平成31年1月12日改定
令和元年5月22日改定
令和元年7月16日改定
令和元年9月30日改定
令和元年11月12日改定
令和元年11月28日改定

令和2年1月27日改定
令和2年2月4日改定
令和2年2月7日改定
令和2年2月28日改定
令和2年5月19日改定
令和2年6月1日改定
令和2年6月16日改定
令和2年8月12日改定
令和2年8月18日改定
令和2年8月26日改定
令和2年11月26日改定
令和2年12月18日改定